

**官民連携による御堂筋の
沿道検証及び利活用事業
「おしゃれな大人の散歩まち トライアル 2024」**

**滞留ゾーンにおける
飲食・物販提供事業者 募集**

「御堂筋東側 鰻谷交差点～清水町交差点」

募 集 要 項

2024 年 2 月

NPO 法人 御堂筋・長堀 21 世紀の会

目次

1.飲食提供事業の概要	1
1-1 近年の道路の動向	
1-2 本事業の目的	
1-3 コンセプト	
1-4 募集の概要	
1-5 公募区域	
1-6 事業スケジュール	
2.事業条件.....	5
2-1 敷地	
2-2 施設の運営等に関する条件	
2-3 安全対策	
2-4 契約料等（税込み）	
2-5 営業期間	
2-6 その他	
3.応募の手続き	7
3-1 募集等のスケジュール	
3-2 募集要頂の配布	
3-3 事業提案書の受付	
4.応募者に必要な要件	10
4-1 応募者の構成等	
4-2 応募者に必要な資格	
5.事業候補者の選定方法.....	11
5-1 審査方法	
5-3 プレゼンテーションの実施	
5-4 結果の通知及び公表	
5-5 失格事由	
5-6 応募者が1者又は無い場合の取扱い	
6.契約等に関する事項	13
6-1 契約の締結等	
6-2 その他	
7.照会窓口.....	13

「御堂筋東側 鰻谷交差点～清水町交差点」滞留ゾーンにおける飲食・物販提供事業者 の募集要項

1. 飲食提供事業の概要

1-1 近年の道路の動向

近年、道路には単なる“通行する空間”という機能のみではなく、“憩い・滞留する空間”としてのニーズも高まっており、さらに昨今の新型コロナウイルスの拡大により、一層、オープンエアな公共空間への注目が高まっています。

このような動向を受け、国においても様々な取り組みが進められており、2020（令和2）年11月には道路法の改正により「歩行者利便増進道路制度（ほこみち）」が創設され、御堂筋は令和3年2月に歩行者利便増進道路（ほこみち）に指定されました。

御堂筋では、平成25年度に最初の側道閉鎖社会実験を実施しており、平成28年11月に難波西口～難波交差点（東側・モデル整備区間）の再編が完成し、令和4年3月までに難波交差点～道頓堀川北詰交差点／東側（2期整備区間）の再編、並びに同西側の閉鎖を実施しています。

これと並行し、再編後の歩道部分の活用のあり方を検証するための社会実験「御堂筋チャレンジ」を平成29年より実施し、ベンチやモビリティポートなどの試行を続けるとともに、当該箇所の滞留者に対して周辺エリアへの回遊を促し、エリア全体の活性化につなげていくべく、地元町会や地元商店街、関係団体と連携し議論を進めています。

1-2 本事業の目的

御堂筋における道路協力団体である「NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会」では、大阪市が整備を進めている御堂筋の側道歩行者空間化に伴う、滞留空間の利活用方法について検討しており、2025年大阪・関西万博の機運醸成や開催時を見据えた、『高質な道路管理のありかた』を検証する社会実験を実施いたします。

この実施にあたり、上記の社会実験に協力し、事業運営いただける民間事業者を募集いたします。
[実証したいこと]

- ・2025年に向けて、にぎわいの創出等の半年間のチャレンジを行い、課題等を明らかにします
- ・半年間に及ぶ道路活用において、道路協力団体としての管理状況を検証します
- ・「おしゃれな大人の散歩まち」を実現させるブランディングの評価検証を行います
- ・違法駐輪に対する注意喚起や啓発活動での効果検証を行います
- ・万博開催1年前に、沿道地域としての機運醸成を図ります
- ・周辺施設等と連携し、周辺エリアへの回遊を促す
- ・上記の検証結果を分析し、2025年度以降へ反映させる



1-3 コンセプト

「御堂筋東側 鰻谷交差点～清水町交差点」滞留ゾーンにおける飲食・物販提供事業のコンセプトを以下に示します。

<当該区間の考え方>

長堀・心斎橋地域は、「おしゃれな大人の散歩まち」を基本コンセプトにしています。以下の憲章を掲げ、世界中の人々の共感と関心を誘う町並み景観の創出を目標としています。更に、世界的なファッション文化と、日本・なにわのこだわり文化がうまく棲み分けできる街を目指しています。これを当地域から国内外に向けた“21世紀の発信”としています。

おしゃれな大人心をもちた人が集う街 「おしゃれな大人の散歩まち」

- ・おしゃれな大人心をもちた人が集う街「おしゃれな大人の散歩まち」を目指します。
- ・日本を代表する商業エリアを自覚し、そうあり続けるために常に努力します。
- ・気軽に立ち寄れるムードを醸成し、楽しく、また来てみたくなる魅力あふれる街を目指します。
- ・誰にでも安全な街であるために、バリアフリー実現の推進と街の治安維持に努めます。
- ・地域の歴史・文化の継承・創造・発信に努め、これを後世に伝えていきます。
- ・街の活性化に寄与するハード及びソフト開発を促進します。
- ・長堀・心斎橋の地域住民・企業・団体は、街づくりの協議、協力を積極的に行います。



1-4 募集の概要

御堂筋の魅力を高め、にぎわいづくりにつながる、あるいは周遊を促進する事業を広く募集します。オリジナル性、新規性及び実現性のある事業で、特に集客による相乗効果や周辺商業施設への反響も含めた発展性、収支計画が実現的となっている継続性が見込まれる事業提案を重視することとします。

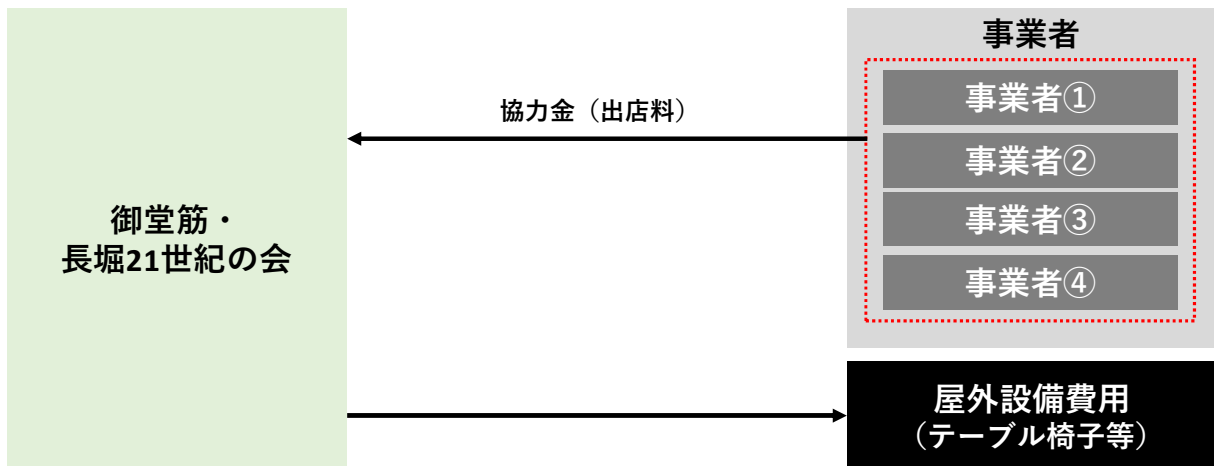
(1) 土地及び施設の管理形態

- ①公募区域となる敷地は、大阪市（道路空間再編担当）が占用し、NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会が管理します。
- ②公募区域には、事業者が施設を設置する区域と NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会が施設を設置する区域があります。
- ③事業者が設置する施設は、以下とします。
 - ・飲食を提供するための自走式キッチンカーもしくはテント等（毎夜撤去）を想定します。
- ④NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会が設置する施設は、以下とします。
 - ・サービス利用者および道路利用者が利用する客席（テーブル、椅子、パラソル、ポールチェーン）

上記施設を設置するにあたっては、NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会との間で事業契約を交わす必要があります。

なお諸施設の管理は事業者となります。所有については、事業者が整備した施設は事業者、屋外整備（テーブル椅子等のリース備品）は NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会となります。

(2) 費用の負担



※当公募はまちなかウォークブル推進事業の補助金を活用する予定であり、その補助内容が変更となった場合、当事業内容等の見直しをする場合があります。

1-5 公募区域

公募区域は4ヶ所あり、1ヶ所のみ提案や複数個所の提案も可能とします。

所在地 公募区域	大阪市御堂筋東側エリア (大阪市中央区心斎橋筋1丁目7先、大阪市中央区心斎橋筋1丁目8先) 御堂筋鰻谷交差点～御堂筋清水町交差点区間 ※位置図は右記参照
公募区域面積	区域全体 約360㎡ ※公募区域図は下記参照 ① 施設設置区域：飲食を提供するための厨房や物販を提供するための施設及びストックヤード等の事業用施設を設置するエリア 4.5m×6m=27㎡ ②自由客席区域：サービス利用者および道路利用者が利用する客席エリア 63㎡ ※上記の施設設置区域と自由客席区域で1つの事業展開エリアとなります ※A、B、C、D区域全て上記の①と②のセットとなっています

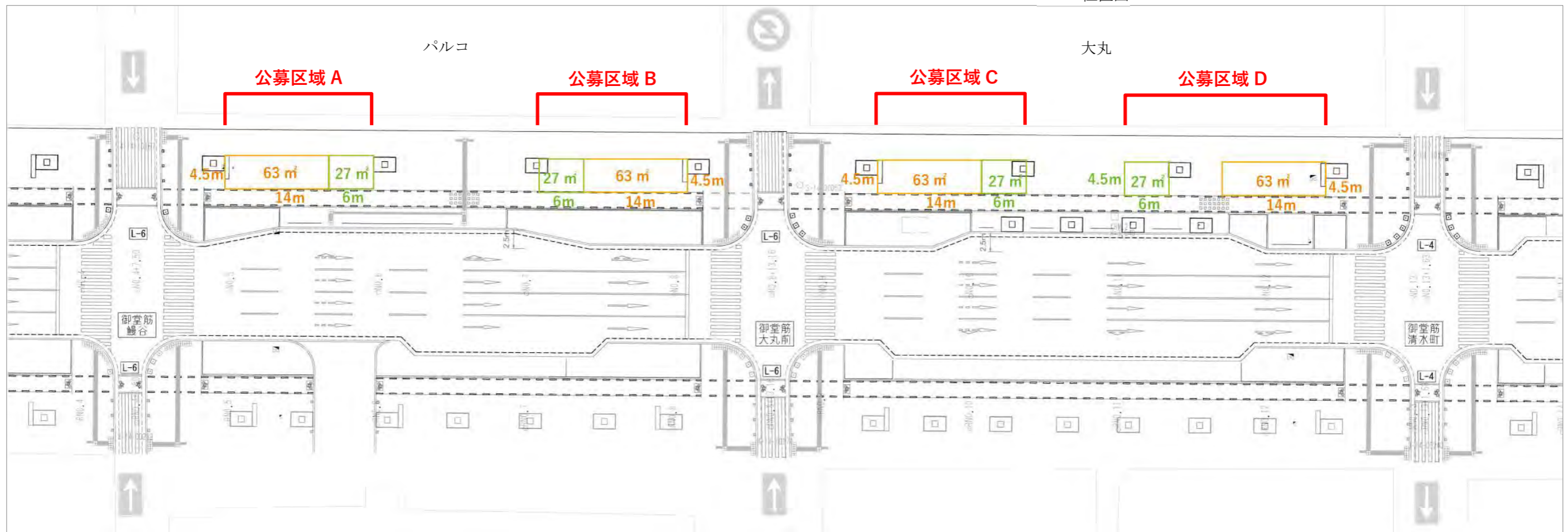
※現場調整の結果、面積及び位置が変更になる可能性があります。



位置図



キッチンカー設置イメージ



公募区域図

[凡例]

	施設設置区域
	自由客席区域

1-6 事業スケジュール

営業開始までの概ねのスケジュールは以下の通りです。

スケジュール	内 容
2024年3月14日(木)	事業者の選定(プレゼンテーション)
2024年3月中旬	事業契約の締結(NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会と事業候補者)
2024年3月中旬	警察等関連協議
2024年3月下旬～	準備
2024年4月27日(土)	施設完成、営業開始

※当該スケジュールは協議等の進捗状況等により変更される場合があります。

2. 事業条件

2-1 敷地

- (1) 公募区域は事業契約終了後、原状回復して NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会へ引き渡しをお願いします。
- (2) 電気使用については、使用量を算定するための子メーターの設置を事業者で行うこととします。但し、使用に当たっては、大阪市及び関西電力との協議が必要となります。
- (3) 大阪市の給排水施設は使用できません。
- (4) ガスについては都市ガスがありませんので、使用する場合は事業者でプロパンガス等を準備することとします。
- (5) 施設を設置する位置は、事業者が提案し、NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会との協議で決定します。

2-2 施設の運営等に関する条件

- (1) 関係法令等を遵守するとともに、事業に必要な行政協議等は NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀で行うこととします。
- (2) 営業時間は 11:00 から 22:00 の間(23:30 までに完全撤収)で、事業者へ提案して頂きます。基本的に定休日は設けないこととします。(要協議)
- (3) 客席については、飲食や物販購入者以外も使用できるものとします。
- (4) 公募区域内は、契約期間の間、毎日清掃し清潔に保つこととします。
- (5) 公募区域周辺への違法駐輪に対して、事業者が注意喚起を行うこととします。
- (6) 毎朝のテーブル椅子やパラソル等の設置は各事業者で行うこととします。
- (7) キッチンカーは每晚撤収することとします。
- (8) 事業者がキッチンカーは車両と見えないように足元を隠すものを設置することとします。
- (9) 事業者がキッチンカー周辺は特別なエリアを示すポールとチェーンを設置することとします。
- (10) 施設(テーブル椅子やパラソル含む)については盗難等に配慮した管理を事業者が行うこととします。また、夜間については、テーブル椅子やパラソル等の備品は、キッチンカー同様每晚撤収

することとします。保管場所は募集区域外で事業者が確保することとします。

- (11) 事業者が看板等を設置する際は、看板等はキッチンカーへ設置するなど、施設設置区域から絶対にはみ出さないこととします。
 - ・看板には、施設で提供する販売物や、社会実験の取組内容を表示するもののみを記載（第3者や関連する会社等を宣伝するものは掲載しない）
 - ・看板は、デジタルサイネージ等の点滅するもの、回転するものは不可
- (12) のぼりは設置不可とします。
- (13) ツリーサークルの部分へ車両は絶対に乗り上げないこととします。
- (14) 荒天時においては、事業者が施設等を安全な場所へ移動させる等の措置をとることとします。
- (15) プロモーション等の理由から、NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会が必要とする写真素材や店舗情報の提供に協力することとします。また、営業風景の撮影等にも協力することとします。
- (16) 事業者は万博関連事業へ協力することとします。
- (17) 事業者は、施設及び食品販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての責任を負うこととします。
- (18) 事業者は、営業準備及び営業時における施設等の破損及び提供する飲食での食中毒などに対応した賠償責任保険に必ず加入することとします。
- (19) 事業者は日毎の状況報告（簡単コメント）を週末に集約し、翌週頭に報告することとします。（日毎の状況報告シートはフォーマットあり）
- (20) 使用状況について問題が発生した場合は、直ちに報告することとします。
- (21) 事業者は日々の時間帯別の売上、客数を月末に集計し、翌月頭に報告することとします。
- (22) 事業者は営業期間の売上高（消費税含む。）を集計した報告書を期間終了後に提出することとします。
- (23) 本事業期間が、大阪市の歩道拡幅に係る一連の工事の期間内であることをご理解ください。
- (24) 営業期間中に、大阪市から移動や営業休止等の依頼があった場合は、大阪市の指示に従うこととします。
- (25) 協議後（事業開始後）での施設や看板等の配置変更、設え・デザインの変更については、事前協議が必要です。

2-3 安全対策

公募区域は道路敷地内であるため、災害時等に備えて連絡体制等を構築してください。また、災害発生時には、避難等について道路管理者の指示に従う必要があります。

2-4 契約料等（税込み）

- (1) 営業期間（2024年4月27日（土）から2024年11月17日（日）（205日間））における契約料は、以下の表を参考にしてください。

【契約料 ※下記は1区域分となるので、複数区域の場合は区域数を乗じて算出】

契約料＝出店料（固定費（A）＋歩合費（B））

A：固定費	B：歩合費 （売上が400万円超過した場合）
140万円（税込）	超過売上分の5%

※契約料はA・Bの合計を最低契約料とし、事業候補者が設定のうえ提案してください。

(売上が 400 万円以下の時 : A の金額以上)

(売上が 400 万円以上の時 : A+B の合計金額以上)

- (2) 上記は公募区域 1ヶ所についての契約料となります。複数個所使用の場合は、A の固定費が使用箇所数分必要となります。歩合費は営業期間 (205 日) の合計した売上金額で算出します。
- (3) 契約料の内、A については契約時に納付、B については納付期日を契約時に協議します。
- (4) 契約期間終了後、施設は速やかに撤去し、敷地を原状回復の上、返還してください。

2-5 営業期間

- (1) 営業期間は 2024 年 4 月 27 日(土)から 2024 年 11 月 17 日(日)とします。
- (2) 営業時間は営業期間内の、11:00 から 22:00 の間 (23 : 30 までに完全撤収) とします。

2-6 その他

その他関係者等との協議状況により、実施期間や内容が変更される場合があります。

3. 応募の手続き

3-1 募集等のスケジュール

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 募集要項の配布 | 2024 年 2 月 22 日 (木) ~2024 年 3 月 12 日 (火) |
| (2) 参加表明書の提出 | 2024 年 2 月 22 日 (木) ~3 月 1 日 (金) |
| (2) 事業提案書の受付 | 2024 年 3 月 5 日 (火) ~3 月 12 日 (火) |
| (3) 事業者の選定 (プレゼンテーション) | 2024 年 3 月 14 日 (木) |
| (4) 結果通知 | 2024 年 3 月中旬 |

3-2 募集要項の配布

- (1) 配布期間
2024 年 2 月 22 日 (木) ~2024 年 3 月 12 日 (火)
- (2) 配布方法
募集要項は NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会ホームページ上にアップします。
アドレス : <https://mn21.jp/>

3-3 事業提案書の受付

- (1) 受付期間
期間 : 2024 年 3 月 5 日 (火) ~3 月 12 日 (火) ※平日のみ
時間 : 午前 10 時から午後 5 時まで
- (2) 提出場所及び提出方法
下記に記載する提出窓口まで持参してください。
なお、来社時は事前に照会窓口まで電話にて連絡してください。

NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会 滞留ゾーンにおける飲食・物販提供事業係

(株式会社 E-DESIGN 内 担当：倉茂)

〒542-0081 大阪市中央区南船場 1-9-1-7F

電話: 06-4964-5151

(3) 必要書類及び提出部数

提出の際は、「②応募登録書類」と「③事業提案書類」は別ファイルとしてください。

① 参加表明書類

名 称	様 式	部 数	内 容
(1)参加表明書	様式 1	1 部	所定様式に必要事項を記入

② 応募登録書類

名 称	様 式	部 数	内 容
(2)誓約書	様式 2	1 部	所定様式に必要事項を記入
(3)共同企業体協定書 ※ 1	様式 3 (標準様式)	1 部	グループで申し込む場合のみ
(4)申込添付書類 ※ 2		1 部	①会社定款又は寄附行為 ②商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書 (提出日前 3 ヶ月以内に発行) ③会社概要書 ④貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は、確定申告書 (提出 日前 1 年以内に発行)
(5)事業実績調書	様式自由		本事業と同種及び類似事業の実績調書

※ 1 グループで申し込む場合のみ提出となります。

受付時に原本と照合するため、提出時に原本を持参してください。

※ 2 グループで申し込む場合、全ての構成員について(4)を提出してください。

③ 事業提案書類

下記書類を 10 部提出してください。

併せて、データを保存した CD-R を 1 部提出してください。

(データ形式は、PDF データとしてください。)

種 類	書 式	内 容
表 紙	様式自由	
目 次	様式自由	
(1)基本コンセプト	様式自由	以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等で説明してください。 ・「おしゃれな大人の散歩まち」の取り組み理解度 ・コンセプトの体現度合 ・話題性の高さ、商品の魅力度 ・オリジナリティ ・提案の具体性・継続性 (日常性)

(2)デザイン		
① 希望区域	様式4	・所定様式に必要事項を記入
② 諸元表	自由様式	・キッチンカーについて、その構造、各寸法と面積、メニュー内容、その他必要に応じて記載してください。
③ 配置とイメージ	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図を作成してください。(看板を設置する場合はその設置場所も記載) ・具体的な外観デザイン(イメージやパース、キッチンカーの写真等) ・看板を設置する場合は、看板のデザイン ・御堂筋にふさわしい特色ある施設デザイン ・公共性に配慮した施設・広告デザイン <p>※ハイブランドが立ち並ぶエリアとして相応しいデザインとして下さい。</p> <p>※御堂筋道路空間再編整備ガイドライン(みちガイドライン)案を参照して下さい。 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000607/607075/michiguide-1.pdf https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/cmsfiles/contents/0000607/607075/michiguide-2.pdf</p> <p>※大阪市景観計画“第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み”を参照して下さい。 御堂筋は景観計画において景観重要公共施設に位置づけられています。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000498760.html</p> <p>※関係各課との協議により、制限が加わる場合があります。 ※参加表明時に提供する「キッチンカー等の周辺環境への調和基準」を遵守すること。</p>
④ 周辺商業施設やショップとの協力	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺商業施設やショップとの連携内容 ・万博事業との連携内容 ・違法駐輪対策
(3)運営計画		
① 契約料、営業時間	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・2-4を参考に契約料を記載してください。 ・営業時間は2-5を参考にしてください。
(4)業務実施計画		
① 事業収支計画書	様式4	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の損益、収支計画 ・適切な運営体制の構築、御堂筋・長堀21世紀の会との連携窓口体制 ・イニシャルコストの妥当性 ・ランニングコストの妥当性 ・収入・収支の妥当性 ・現状復旧への対応
② 提案契約料	様式5	・契約料(固定費と歩合費)

(4) 事業提案書等の取扱い

① 著作権

事業提案書類、その他応募者から提出された書類(以下、「事業提案書類等」という。)の著作権は、応募者に帰属します。ただし、NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会が必要と認めるときは、事業提案書類等の内容を無償で使用できるものとします。

ただし、契約に至らなかった応募者の事業提案書類等については、事業候補者の選定に係る本事業の公表の目的以外には原則使用しません。

②提出書類の取扱い

事業提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

③提出書類の返却

提出された応募提案書類等は返却しません。

(5) その他注意事項

①事業提案書類等に使用する言語は日本語とします。

②応募にかかる経費は全額応募者の負担とします。

③書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

④当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合は、以下のホームページに掲載するので定期的に確認してください。

なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、参加者が被った損害については、NPO 法人 御堂筋・長堀 21 世紀の会は一切の責めを負いません。(アドレス : <https://mn21.jp/>)

⑤公募後の各課協議により、条件変更や制限が加わる可能性があります。

4. 応募者に必要な要件

4-1 応募者の構成等

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とします。なお、共同企業体については、申請代表者が以下の要件を満たすこととします。（但し（2）～（7）の要件については共同企業体構成員すべて満たすこととします。）

また、共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者および共同企業体構成員の変更は原則として認めません。

4-2 応募者に必要な資格

次の要件をすべて満たす者であることとします。

(1) 日本国内に営業所を有する法人で、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務の的確な処理・個人情報の管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。また、財政的健全性を有していること。さらに、共同企業体構成員相互の関係を調整し、適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下

「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。
- (5) 守秘義務を遵守できること。
- (6) 自己又は自社の役員・関係者等が、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当していないこと。暴力団でない旨の誓約書を提出すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、NPO法人御堂筋・長堀21世紀の会との打合せなどに適切に対応できること。
- (8) 大阪市の社会実験の一環であることから、大阪市への情報公開請求の対象となっている為、情報を求められた際には開示すること。

5. 事業候補者の選定方法

5-1 審査方法

応募いただいた内容をNPO法人御堂筋・長堀21世紀の会が、公平に審査いたします。第1次審査で書類選考を行い、事業者を絞って第2次審査(プレゼンテーション)を3月14日(木)に行います。審査は次の審査基準に基づいて実施し、最優秀提案者を選定します。ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、選定しないことがあります。

また、審査は非公開とし、審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けません。

5-2 審査の項目

事業提案を審査する際の項目は以下の通りとなります。

評価分類と配点		評価項目
コンセプト	25点	「おしゃれな大人の散歩まち」の取り組み理解度
		コンセプトの体現度合
		話題性の高さ、商品の魅力度
		オリジナリティ
		提案の具体性・継続性(日常性)
施設デザイン(ハイブランドが立ち並ぶエリアとして相応しいデザイン)	15点	具体的な外観デザイン
		御堂筋にふさわしい特色ある施設デザイン
		公共性に配慮した施設・広告デザイン

周辺商業施設やショップとの協力（違法駐輪への注意喚起、万博事業への協力含む）	15 点	周辺商業施設やショップとの連携内容 ----- 万博事業との連携内容 ----- 違法駐輪対策、周辺清掃
施設・運営・収支計画	25 点	適切な運営体制の構築、御堂筋・長堀 21 世紀の会との連携窓口体制 ----- イニシャルコストの妥当性 ----- ランニングコストの妥当性 ----- 収入・収支の妥当性 ----- 現状復旧への対応
応募者の財務状況	5 点	財務諸表のチェック
提案契約料	15 点	提案契約料評価点 = 15 点 × (提案された価格 / 最高価格) ※最高価格とは、全提案者のうち、最も高く提案された契約料の価格をいう

5-3 プレゼンテーションの実施

書類審査を通過した応募者に対し、NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会において提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。ヒアリングの日時及び場所は、応募者に対して担当から個別に連絡します。ヒアリング時間は、発表 15 分、質疑応答 20 分の予定で行います。ヒアリングの出席者は 3 名までとします。発表は、当初の提案に基づき実施することとし、提案書に記載のない事項を新規に提案することはできません。発表は提出した提案書のみで行って頂きます。質疑応答でご回答いただいた内容は、提案の一部として取り扱います。

5-4 結果の通知及び公表

結果は、全ての応募者に通知（共同企業体で応募した場合は、その代表者に通知）します。なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。プロジェクター等の用意はありません。

5-5 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とします。

- (1) 応募者が NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会の審査関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (5) 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「4.応募者に必要な要件」の応募資格の条件に該当しなくなった場合

- (6) ヒアリング時に、あらかじめ連絡した時刻に出席しない場合
- (7) 2案以上の企画提案をした場合（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）
- (8) その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

5-6 応募者が1者又は無い場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施します。ただし、応募者がいない場合は本件の公募を中止します。

6. 契約等に関する事項

6-1 契約の締結等

- (1) 契約後、事業者の責めに帰すべき事由により施設が設置されない又は営業されない場合は、契約を解除するとともに、事業候補者は契約書に定める違約金を支払うこととします。
- (2) 施設完成後、事業から撤退する場合は、事業者が施設、設備等を撤去のうえ原状回復することとします。

6-2 その他

本公募要項に記載のない事項は、使用契約締結時に別途 NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会と協議の上、決定します。

7. 照会窓口

(1) 提出窓口

NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会 滞留ゾーンにおける飲食・物販提供事業係
(株式会社 E-DESIGN 内 担当：倉茂)
〒542-0081 大阪府中央区南船場 1-9-1-7F
電話: 06-4964-5151

(2) 質問窓口

NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会 滞留ゾーンにおける飲食・物販提供事業係
(株式会社 E-DESIGN 内 担当：濱本)
電話: 06-4964-5151